

## 鳥取県遺児等支援金

概要	殺人や傷害などの犯罪行為(交通犯罪除く)により亡くなられたり、重度の障がいを負われた犯罪被害者の子、兄弟姉妹等に対し、支援金を交付します。																				
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪行為時点における子(児童と同居し、監護・生計維持する父母以外の者含む)、犯罪被害者の兄弟姉妹であること</li> <li>・基準日(毎年4月1日)時点で鳥取県内に住んでいること</li> <li>・18歳未満(高校など在学中は20歳未満)であること</li> </ul>																				
内容	<p>交付額(1人につき)</p> <table> <tr> <td>未就学児(イを除く)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>翌年度4月に小学校入学予定の幼児</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>小学1～5学年の児童</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>翌年度4月に中学校入学予定の児童</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>中学1・2学年の生徒</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>当年度末に中学校卒業予定の生徒</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>高校1・2学年の生徒</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>※不就学の場合は満16歳・17歳の者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当年度末に高等学校卒業予定の生徒</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>※不就学の場合は満18歳の者</td> <td></td> </tr> </table> <p>重度の障がい          犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則別表の5級以上の障がい</p>	未就学児(イを除く)	20,000円	翌年度4月に小学校入学予定の幼児	80,000円	小学1～5学年の児童	20,000円	翌年度4月に中学校入学予定の児童	80,000円	中学1・2学年の生徒	20,000円	当年度末に中学校卒業予定の生徒	100,000円	高校1・2学年の生徒	30,000円	※不就学の場合は満16歳・17歳の者		当年度末に高等学校卒業予定の生徒	100,000円	※不就学の場合は満18歳の者	
未就学児(イを除く)	20,000円																				
翌年度4月に小学校入学予定の幼児	80,000円																				
小学1～5学年の児童	20,000円																				
翌年度4月に中学校入学予定の児童	80,000円																				
中学1・2学年の生徒	20,000円																				
当年度末に中学校卒業予定の生徒	100,000円																				
高校1・2学年の生徒	30,000円																				
※不就学の場合は満16歳・17歳の者																					
当年度末に高等学校卒業予定の生徒	100,000円																				
※不就学の場合は満18歳の者																					
対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者又は遺族等が暴力団員等である場合</li> <li>・その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合</li> </ul>																				

制度の利用にあたっては面接相談が必要になります  
 まずは電話にてお問合せください

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター

☎ 0120-00-0325

受付時間 9:00～17:00(平日)